

ID: 39

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	退園命令等		
例規名 根拠条項	村田町立幼稚園授業料徴収条例 第7条		
例規番号	平成4年条例第14号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。                  (授業料の滞納措置)</p> <p>第7条 町長は、授業料の督促の指定期限を経過したのちにおいても、当該授業料の納入義務者が滞納している場合は、当該園児の登園の停止又は退園を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、その限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日